

支援の事例

※全国の生活困窮者自立促進支援モデル事業での事例

Aさん (40代男性)

長期引きこもりから社会参加へ

Aさんは高齢の両親と3人暮らし。高校を卒業後、一度就職したものの、職場への不応からすぐに辞めて家に引きこもるようになりました。

母親が病気がちで足腰が弱いため、現在はAさんが身の回りの世話をし、家計は父親の年金が中心となっています。80歳を過ぎた父親の健康状態が思わしくなく、世帯の今後を心配したAさんの姉から相談がありました。

Bさん (30代男性)

家族も含めた包括的な支援

Bさんは妻と中学2年生の娘の3人暮らし。不況のため自営していた飲食店が廃業に追い込まれ、負債を抱えたBさんは悲観的になって仕事を探さず意欲も湧きませんが、妻は家計を支えるためにパートを3つ掛け持ちしています。長女は中学入学後、次第に勉強についていけなくなり、学校を休みがちになっていました。最近では夜遊びも増えていました。

Cさん (20代女性)

他制度を活用した複合的な支援

Cさんは大学卒業後、IT関連会社の正社員として働いていましたが、業績悪化によりリストラされました。その後就職した派遣の仕事も解雇され、貯金を取り崩しながら半年間求職活動を続けても仕事が決まらず、ついには家賃が払えなくなってアパートを出ることになりました。Cさんは、親元には戻らず、なんとか一人で生活を立て直したいと言って相談に訪れました。

支援員が寄り添いながら自立に向けて支援

Aさんは、引きこもり生活が長く続くうちに、「もう就職はできないだろう。母親の介護が自分の役割だ。」と思うようになっていました。しかし、支援員に紹介された家族介護者の交流会に興味を持ち、試しに参加してみたところ、互いに苦労をねぎらい、存在を認め合う仲間に出会うことができました。その後、徐々に自信を取り戻したAさんに、支援員は短期間の就労体験を勧め、就労に向けた段階的な訓練を行って行くことになりました。

Bさんは完全に自信を失っていましたが、家族を支えるために働かなければならないという気持ちは持っていました。就労に向けた相談を行うなかで飲食店経営の経験を活かして雇われるようになり、調理補助の正社員として就職できました。Bさんの就職後、パートを減らし、時間的に余裕ができた妻は、長女と過ごす時間を持てるようになり、長女の生活習慣が改善されてきました。また、学習や進学への意欲も高まり、少しずつ学校に通えるようになりました。

Cさんの蓄えはほとんどなくなっていたため、すぐにアパートを確保することはできませんでしたが、支援員の助言により、当面の宿泊場所として一時生活支援事業を利用することになりました。Cさんはその後、生活福祉資金の貸付と住居確保給付金の手続きをして、アパートを確保し、求職活動の支援も受けました。その後、再び派遣の仕事に就くことが決まり、生活の立て直しへの一歩を踏み出しました。



不安や心配がある人は、一人で悩まず、東広島市生活支援センターにご相談ください。

東広島市生活支援センター (自立相談支援機関)

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 東広島市役所本館2階

電話: 082-420-0410 FAX: 082-420-0964

E-mail: seikatsu0410@soyokazenet.jp

開所時間: 8時30分~17時15分

休所日: 土曜日、日曜日、祝日、12月29日~1月3日



HP



mail

東広島市生活支援センターは生活困窮者自立支援法に基づく相談機関です
東広島市より委託を受けて東広島市社会福祉協議会が運営しています

あなたの抱えている 生活の不安や心配ごと...

一人で悩まず ご相談ください

こんなことはありませんか

なかなか仕事が見つからない

家計のやりくりが上手にできない

家族が引きこもっている

就職活動中の生活費が不安

子どもに勉強をさせてやりたい

ずっと働いていないので就職が不安

家賃が払えず家を出なければならぬ

どこに相談していいのかわからない



東広島市

(令和6年3月作成)

くらしや仕事のことで困りごとはありませんか？

東広島市生活支援センター（自立相談支援機関）は、仕事・生活・お金・家族のことなど、不安がある方・お困りごとがある方の相談窓口です。

専門の相談支援員が困りごとをお伺いし、一人ひとりの状況に寄り添いながら、自立に向けた制度の紹介やサポートを行います。

まずはお気軽にご相談ください。電話・e-mail・訪問・FAXでの相談も可能です。

**秘密厳守
相談無料**



相談から支援までの流れ

■相談できる方

生活保護を受給している方以外で、生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方（生活困窮者）はだれでも相談できます。

経済的な理由で生活に困っている方、長く失業している方、引きこもりやニートで悩んでいる方、働いた経験がなく不安な方など、生活の問題を抱えている方はどなたでもご相談ください。相談は無料です。

1 まず、困っていることを何でも話してください

- 就労や家庭、心身の問題など、抱えている問題を支援員が広くうかがいます。
- 相談の内容によっては、適切な対応ができる専門機関へ確実におつながします。
- 窓口に来られない場合には支援員が訪問することもできます。

不安や心配ごとを一緒に整理しましょう！



2 あなたと一緒に自立への計画を立てます

- あなたの意思を尊重しながら自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、あなただけの支援プランを作ります。
- あなたの支援にかかわる関係機関が集って「支援調整会議」を開催し、最終的な支援プランの確認・決定を行います。

一緒に目標(プラン)を立てましょう！



3 目標の実現に向けて支援員が伴走します

- 決定した支援プランに基づいて支援サービスを提供します。
- 支援プランにかかわる関係機関と連携してあなたに寄り添った支援を行います。

目標に向かって一緒に取り組みましょう！



東広島市生活支援センターは、市の関係課や他の専門機関と連携しながら

就労 住居確保 家計管理 子どもの学習 等を総合的にサポートします。

自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります



生活の不安や心配ごとを抱えている方は、まずは生活支援センターにご相談ください。どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

家計改善支援事業

家計の立て直しをアドバイス



家計の状況を「見える化」して根本的な課題を把握し、あなたが自ら家計を管理できるように、家計再生プランの作成や相談支援、債務相談にかかわる専門機関へのつなぎ、貸付制度の紹介等を行い、早期の生活再生を支援します。

住居確保給付金の支給

※収入・資産要件、支給上限額等あり
家賃相当額を支給します



離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

一時生活支援事業

※収入・資産要件等あり
緊急的な宿泊場所の提供



住居をもたない方やネットカフェ等の不安定な居住形態にある方に、一定期間、宿泊場所や食料を提供することにより、安定した生活を営めるように支援を行います。

ハローワークや就労支援事業者等と連携した就労支援

あなたの「働きたい！」を応援



ハローワークへの同行支援、心身（健康状態や障害等）の状況に応じた専門機関との連携支援、就労に関する関連情報の提供等、一人ひとりの状況に応じた就労支援を行います。

就労準備支援事業

※収入・資産要件あり
社会、就労への第一歩



「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に、プログラムに沿って、カウンセリングやグループワーク、職場体験などを通じて一般就労に向けた基礎能力を養います。

生活困窮世帯の子どもの学習支援

子どもの明るい未来をサポート



教員OBや大学生のボランティア等による学習支援（基礎的な学習と学校授業の復習）を通じて学力の向上や、仲間との居場所づくりなどを行います。

各種支援機関の紹介・同行等

利用できる制度・サービスの活用



あなたが抱えているさまざまな課題の解決に向けて、他の制度や専門的な支援機関等のサービス利用が可能な場合は、支援員が同行するなどして、その利用を支援します。